

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-86

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条の3 条例第9条の3第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条の5 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第7条の2</u>に規定する者に該当することとなった場合</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条の3 条例第9条の3第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子<u>(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第7条の10第1項第2号を除き、以下同じ。)</u>を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条の5 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第7条の3</u>に規定する者に該当することとなった場合</p> <p>(5) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護</u></p>

2～4 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第7条の6 第7条の4から前条まで (同条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第9条の3第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の5第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

第7条の8 (略)

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第7条の9 第7条の7から前条まで (同条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2

対象者等でなくなった場合

2～4 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第7条の6 前2条 (前条第1項第4号及び第5号を除く。)の規定は、要介護者(条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子と同居しないこととなった場合」とあるのは「要介護者と同居しないこととなった場合 (第7条の10第1項第2号に掲げる者を介護する場合に限る。)」と読み替えるものとする。

第7条の8 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

2～4 (略)

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第7条の9 前2条 (前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の7第2項中「、条例第9条の3第2項又は第3項」とあるの

号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)

(10) 職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回各々60分以内で必要と

は「、それぞれ公務の運営の支障の有無又は条例第9条の3第3項」と、同条第3項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子と同居しないこととなった場合」とあるのは「要介護者と同居しないこととなった場合 (第7条の10第1項第2号に掲げる者を介護する場合に限る。)」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

第7条の10 条例第9条の3第4項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員と同居している職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

(3) 前各号に掲げる者の他人事委員会が定めるもの

2 条例第9条の3第4項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)

(10) 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回各々60分以内で必要と認

認める期間

(11)～(18) (略)

(19) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(介護休暇)

第13条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 職員と同居している祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員と同居している職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

(3) 前各号に掲げる者の他人事委員会が定めるもの

2 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は1日又は1時間とする。

める期間

(11)～(18) (略)

(19) 条例第9条の3第4項に規定する要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(介護休暇)

第13条 条例第15条第2項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿等に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合におい

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

ては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿等に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は30日をもって1月とする。

第13条の2 介護休暇の単位は1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時

(介護休暇の承認)

第16条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇の請求)

第18条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第19条 第17条第1項の特別休暇又は前条第1項の介護休暇の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定

間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第13条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条の規定による部分休業又は第12条第1項第10号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第18条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿等に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第19条 第17条第1項の特別休暇の請求又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定

<p>を通知するものとする。ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>2 任命権者は特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>	<p>を通知するものとする。ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>2 任命権者は特別休暇、<u>介護休暇又は介護時間</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。（平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡県条例第49号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第15条第2項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿等に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成28年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿等に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 7 附則第2項の指定期間の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。